

社会資本総合整備計画

社会資本整備総合交付金

令和01年12月20日

計画の名称	久宝寺寺内町景観整備事業													
計画の期間	令和02年度～令和06年度（5年間）											重点配分対象の該当		
交付対象	八尾市													
計画の目標	久宝寺寺内町地区における生活道路の整備、建物所有者等の家屋への修景助成を行うことで、歴史的景観を保全しつつ、当該地への来訪者数を増加させることにより、地域の活性化を図ることを目標とする。													
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）		210	A	210	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / （A+B+C+D）	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 （R2当初）	中間目標値 （R4末）	最終目標値 （R6末）
1	久宝寺寺内町地区への来訪者数			
	久宝寺寺内町地区への来訪者数により算出する。（まちなみセンターの年間来館者数）	12800人	人	15000人

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-	避難確保計画の策定	避難行動要支援者名簿の提供

A 基幹事業																				
基幹事業（大）	番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別 1	種別 2	要素となる事業名 （事業箇所）	事業内容 （延長・面積等）	市区町村名 / 港湾・地区名	事業実施期間（年度）					全体事業費 （百万円）	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	
		一体的に実施することにより期待される効果																		
		備考																		
住環境整備事業	A16-001	住宅	一般	八尾市	直接	八尾市	-	-	街なみ環境整備事業（久宝寺寺内町地区）	道路美装化（久宝寺寺内町地区約18.0ha）	八尾市	■	■	■	■	■	193	7.20	-	
	費用便益比については各要素事業の事業費の合計をもとに算出																			
	費用便益比については各要素事業の事業費の合計をもとに算出																			
											小計							210		
											合計							210		

交付金の執行状況

(単位：百万円)

	R02	R03	R04	R05	
配分額 (a)	13	24	25	14	
計画別流用増 減額 (b)	0	0	0	0	
交付額 (c=a+b)	13	24	25	14	
前年度からの繰越額 (d)	0	0	0	0	
支払済額 (e)	13	24	25	14	
翌年度繰越額 (f)	0	0	0	0	
うち未契約繰越額(g)	0	0	0	0	
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0	0	
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0	0	0	0	
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由					

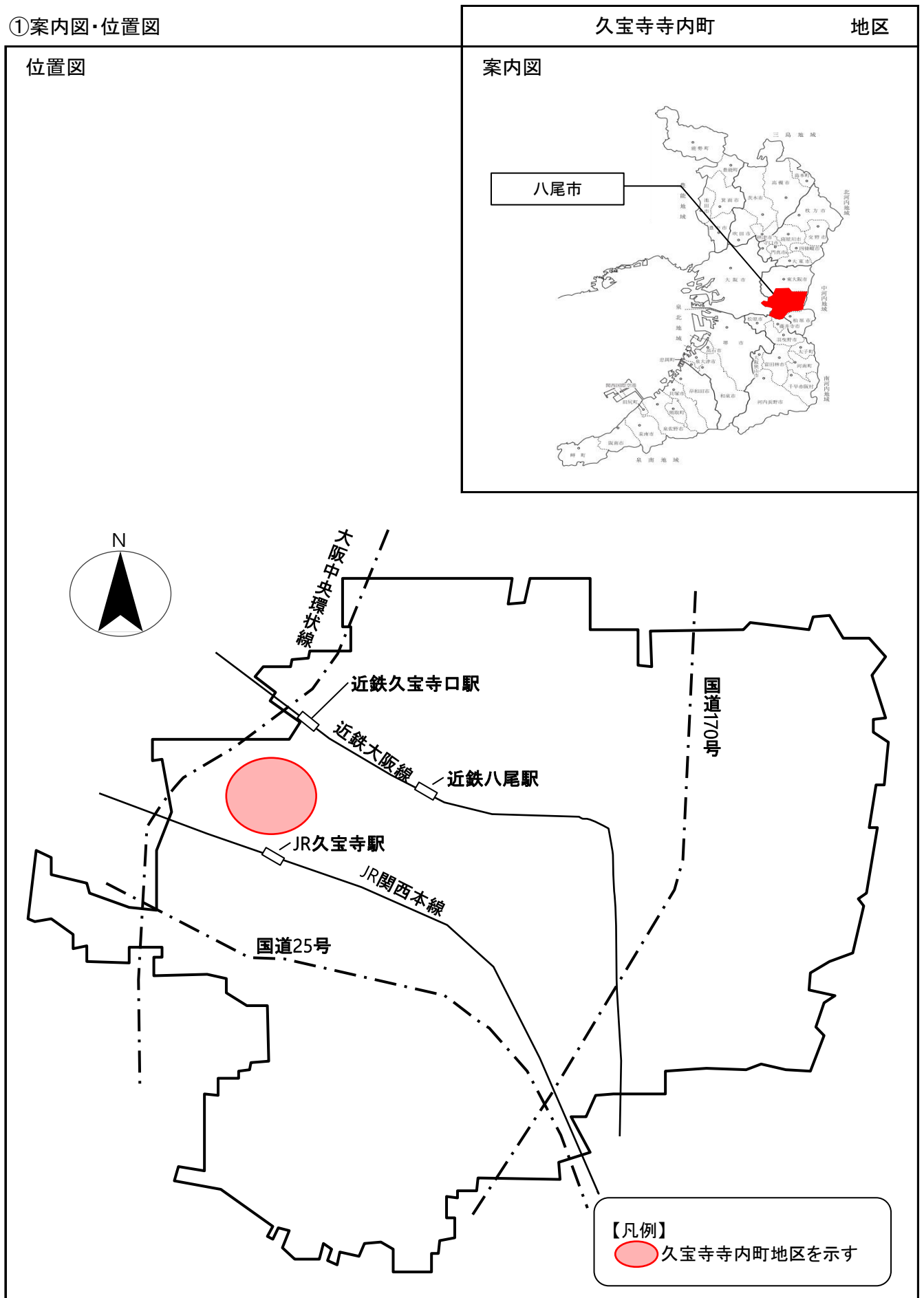
(参考様式3) 参考図面

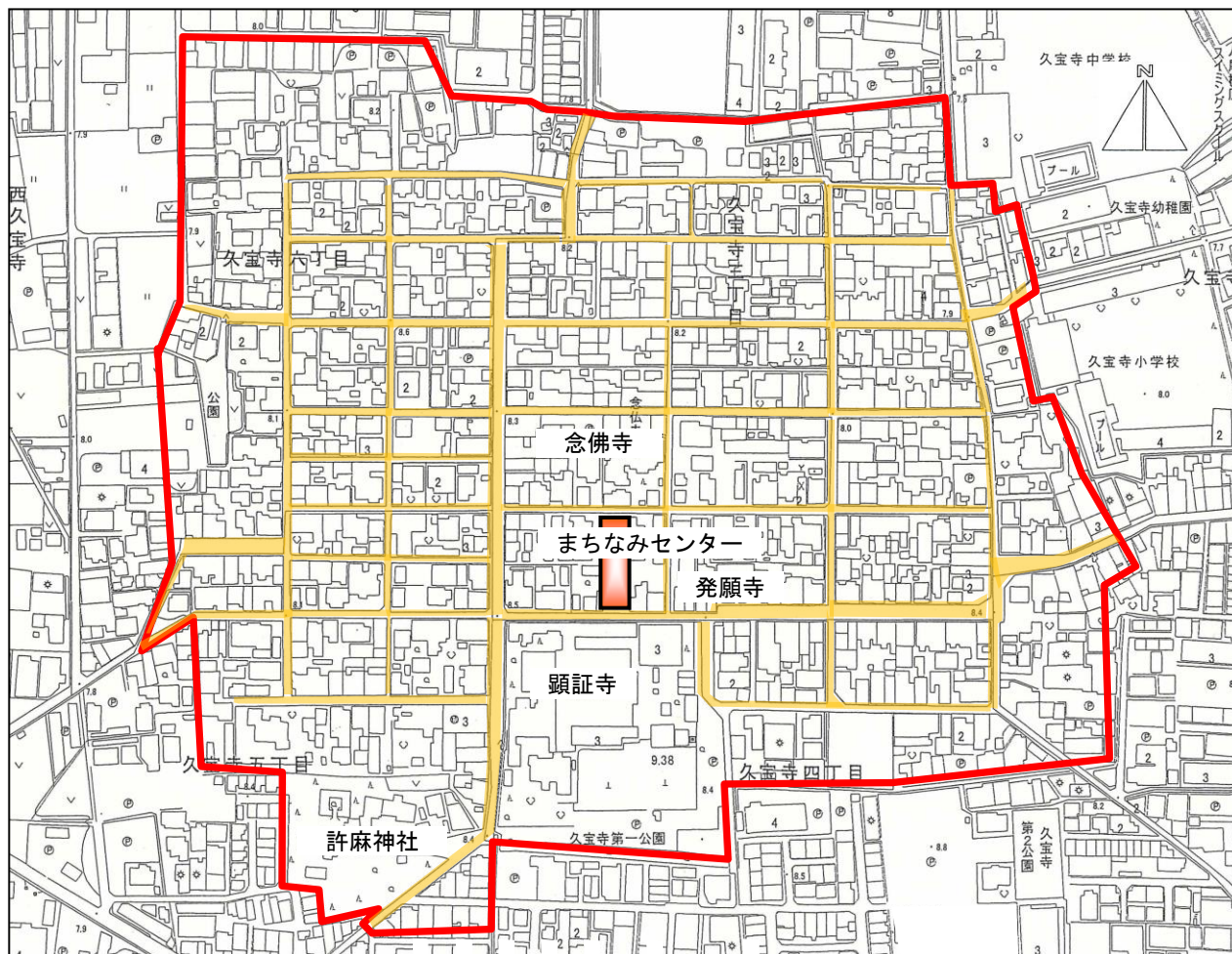
計画の名称	久宝寺寺内町景観整備事業		
計画の期間	令和2年度 ～ 令和6年度（5年間）	交付対象	八尾市

街なみ環境整備方針説明書

都道府県名		大阪府	市町村名	八尾市	区域名	久宝寺寺内町地区
区域現況	区域の概況		街の中心市街地より西部の JR 関西線久宝寺駅と近鉄大阪線久宝寺口駅との中間に位置している。 区域内は、室町時代後期に顕証寺を中核とする寺内町として作られ450年以上の歴史を持つ町で、環濠や土居の一部がその名残をとどめており、町割りはほぼ昔のまま残っている。また、町家は江戸時代から戦後のものまで様々な時代のものが残っており、それぞれに特徴のある様式を見ることができ、歴史的環境と調和した景観が形成されている。			
	道路の概況		区域内の道路は、殆どが4m前後の幅員で、市道認定されている。車両の通行も少なく、時間規制、一方通行規制等がかかっている路線もある。			
	公園等の現況		区域内には、一部開設済みの都市計画公園やその他の都市公園がある。			
	地区住民のまちづくり活動の概要		平成3年度に地元住民が中心となり「久宝寺寺内町まちづくり検討委員会」が発足し、平成4年度には「久宝寺寺内町まちづくり推進協議会」が発足した。 毎年9月開催の「燈路まつり」や来訪者へのまち歩きボランティアガイド、地区内における清掃活動（小中学生との大水路清掃等）、小学生への寺内町案内フィールドワーク等、積極的な活動を実施している。			
区域の整備に関する基本計画	整備の目標		歴史的景観を保全しつつ、景観計画における重点地区として修景ガイドラインにより、建物所有者等への景観形成の誘導を図り修景基準に基づき助成を行う。また、生活道路の整備を合わせて行うことで、歴史的環境と調和した景観形成を図る。			
	整備の時期		令和2年度から令和11年度までの10ヶ年			
	地区施設等の整備に関する基本事項	道路等	区域内の道路について、街なみに配慮した修景整備を図る。			
		小公園等	歴史的資源が残る箇所をポケットパークとして保全整備する。			
		その他	—			
	住宅等の整備に関する基本事項	住宅	寺内町の景観に調和した意匠、形態、色彩とし、景観形成の要素である外観については修景基準による誘導を行う。			
		敷地	街なみを形成している敷地を維持し、軒先線の連続性により街並み景観を保全するため、原則として現在の壁面線を維持する。			
	その他の事項		—			

①案内図・位置図





【図示以外の事業】

景觀修景整備(民間住宅)

【凡例】

- 久宝寺寺内町地区の街なみ環境整備促進区域を示す(=事業地区)
 ■ 道路美装化